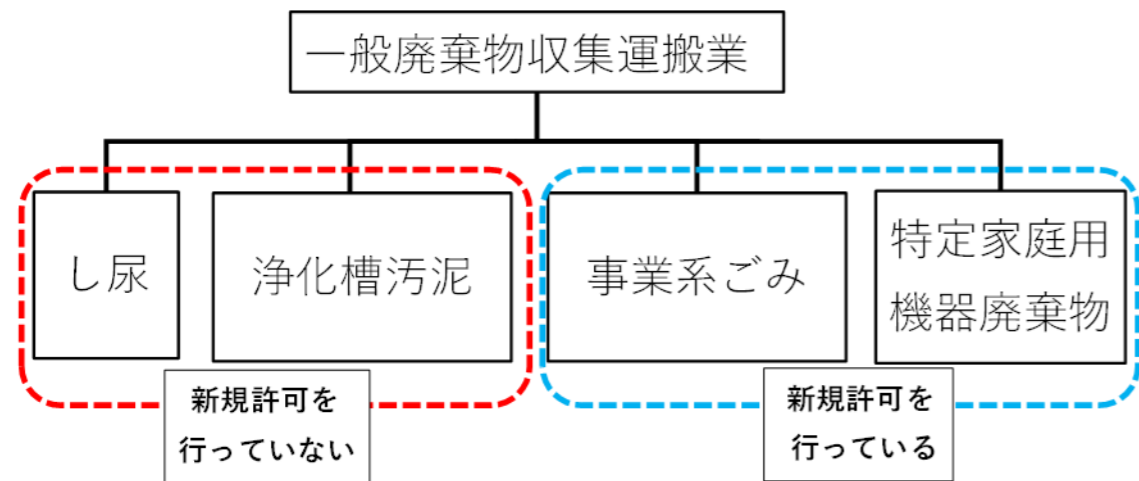


# 一般廃棄物収集運搬業の新規許可について

## 1. これまでの状況

本市では、一般廃棄物のうち、し尿と浄化槽汚泥の収集運搬業については、原則、既存の業者で行っており、新規の許可を制限していますが、事業系ごみと特定家庭用機器廃棄物の収集運搬については、現在も新規許可を行っています。



## 2. 問題点・課題

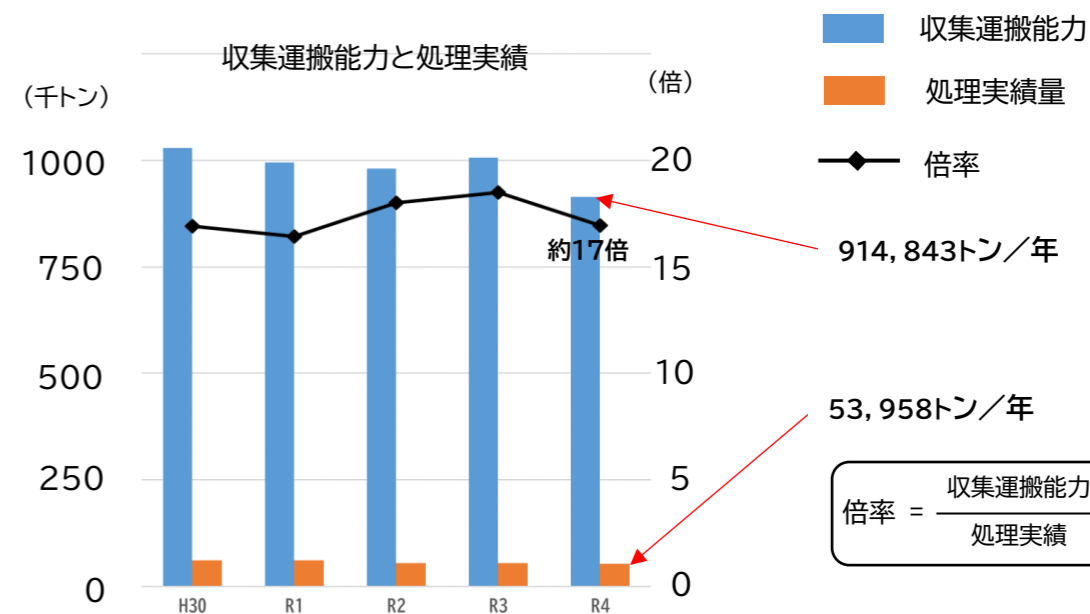
### ○ 平成26年の環境省通知(最高裁判決について)

- ① 一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではない。
- ② その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮しなければならないとされています。

### ○ 環境省の見解

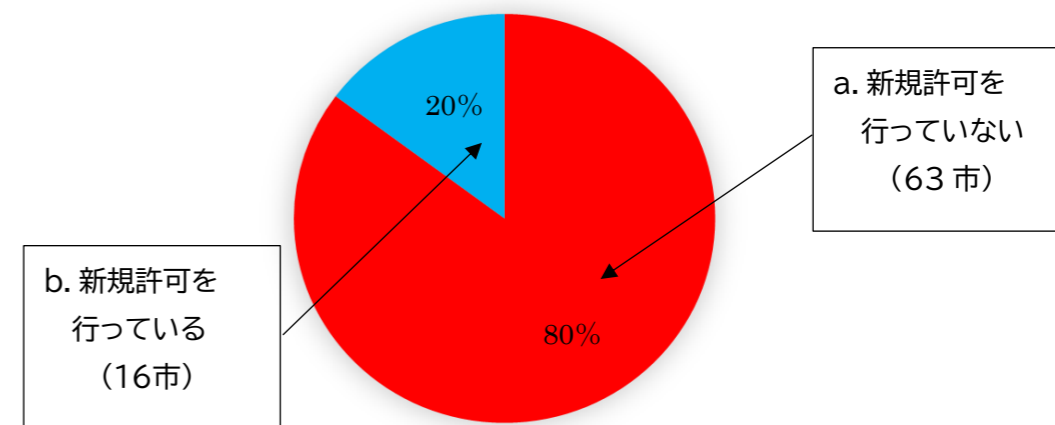
仮に均衡を欠いたまま市町村長が、既存業者への事業の影響を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の新規許可を行い続けた場合には、既存業者からの訴えにより当該許可を取り消しとされる可能性があります。

## 3. 大分市の現状(令和5年4月1日現在)



## 4. 他都市の状況

政令市及び中核市（回答のあった79市）の状況



### ○ a. のうち、倍率についての回答のあった32市の状況

・1倍以上～2倍未満	7市
・2倍以上～10倍未満	21市
・10倍以上	4市

※倍率について回答していない市においても既存の許可事業者の収集運搬能力で適正に処理できると判断していると考えられます。

## 5. 今後について

本市といたしましては、既存の許可業者の収集運搬能力で、現在の処理実績量を適正に処理できると考えており、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画と同様に「原則として既存の業者で収集運搬を行う」という旨を2024(令和6)年度「一般廃棄物処理実施計画」に明記したいと考えております。